

**令和8年度 地域未来交付金(地域未来推進型)**  
**小海町を「まち」として営み存続させる こうみワインプロジェクト事業**  
**業務委託仕様書①**

この業務仕様書は、小海町長 黒澤 弘（以下「委託者」という。）が行う「令和8年度 地域未来交付金(地域未来推進型)小海町を「まち」として営み存続させる こうみワインプロジェクト事業」に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

ワイン用ぶどうという地域資源を磨き上げ、更なる有効活用を図り、複数の事業が結び付いた「しごと」を創生し、地域経済の循環を構築する。取組により、交流人口の増加、人口減少の緩和を図り、活力のある持続可能な町づくりに帰着するもの。

## 2 関係法令等

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこととする。

- (1) 小海町財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

## 3 委託期間

委託契約の締結日から令和9年3月19日まで

## 4 業務の内容

### ● (1) 事業展開戦略構築のための「事業展開戦略確立推進計画作成」

コンセプトやビジョン等の方向性を考察し、将来像を明確化すべく、事業戦略を練り、ワイン用ぶどうの取り組みが初期段階という進捗において将来展望を示すことを目的とする。

必要最低限 下記フレームについて、また各フレームの各詳細な事柄について企画、提案、解説することとする。その他、戦略構築のために必要な項目を企画、提案、解説することとする。

#### I 主旨及び背景

#### II ワイン産地長野の現状

- ・ ワイン市場の動向

- ・生産状況

### Ⅲ 個別課題と具体的な推進施策

- ・醸造用ぶどうの振興
- ・ワイン生産の振興
- ・消費拡大

### Ⅳ スケジュール

### Ⅴ その他必要事項

#### ● (2) 商品形成の取組

商品としてのワインのブランディング、マーケティング戦略を構築し、商品価値を高め、選ばれる商品とし、商い敵に超克するための差別化を図ることを目的とする。必要最低限 下記フレームについて、また各フレームの各詳細な事柄について企画、提案、解説することとし、その他、商品形成の取組ため必要な項目を企画、提案、解説することとする。

- ・ワイン商品として選ばれるための付加価値創造の取組について企画、提案、解説すること
- ・ワイン商品として選ばれるためのニーズ調査、情報発信の取組について企画、提案、解説すること

#### ● (3) 担い手確保の取組

事業展開・持続可能性を高めるため、生産から製造までの担い手を確保する取組として、生産者・加工者誘致、イベント出展等、利益試算モデル構築を行い、将来にわたり、担い手を確保することにより更なる事業展開及び事業の持続可能に寄与することを目的とする。

必要最低限 下記フレームについて、また各フレームの各詳細な事柄について企画、提案、解説することとし、その他、商品形成の取組ため必要な項目を企画、提案、解説することとする。

- ・ぶどう生産量、ワイン加工量の確保、拡大のための担い手確保の取組について企画、提案、解説すること
- ・事業の持続化、自立・自走化、担い手定住促進の取組について企画、提案、解説すること

## 5 限度額 金 15,048 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 6 業務等の報告

### (1) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求のあった場合には、速やかに進捗状況を報告するものとする。

### (2) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を、令和9年3月19日までに委託者に提出しなければならない。

## 7 成果品

本業務の成果品は、紙媒体、電子媒体、業務内容によっては動画での提出とする。

## 8 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、本業務の総括責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

## 9 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 受託者は、個人情報の保護には十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 10 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ小海町と協議の上、承認を得なければならない。

(2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、小海町の指示に従わなければならない。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(4) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、小海町と協議しなければならない。